

## 3. 住宅・建築物の省エネ化の推進

## 3. 住宅・建築物の省エネ化の推進

### (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

### (2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

- ・サステナブル建築物等先導事業(省CO<sub>2</sub>先導型)
- ・3省連携によるZEH(ゼロエネルギー住宅)等の推進
- ・省エネ街区形成事業
- ・既存建築物省エネ化推進事業

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

## パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、**2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26.0%減目標**を位置付けた「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。
- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、**全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択。**
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、**地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）。**

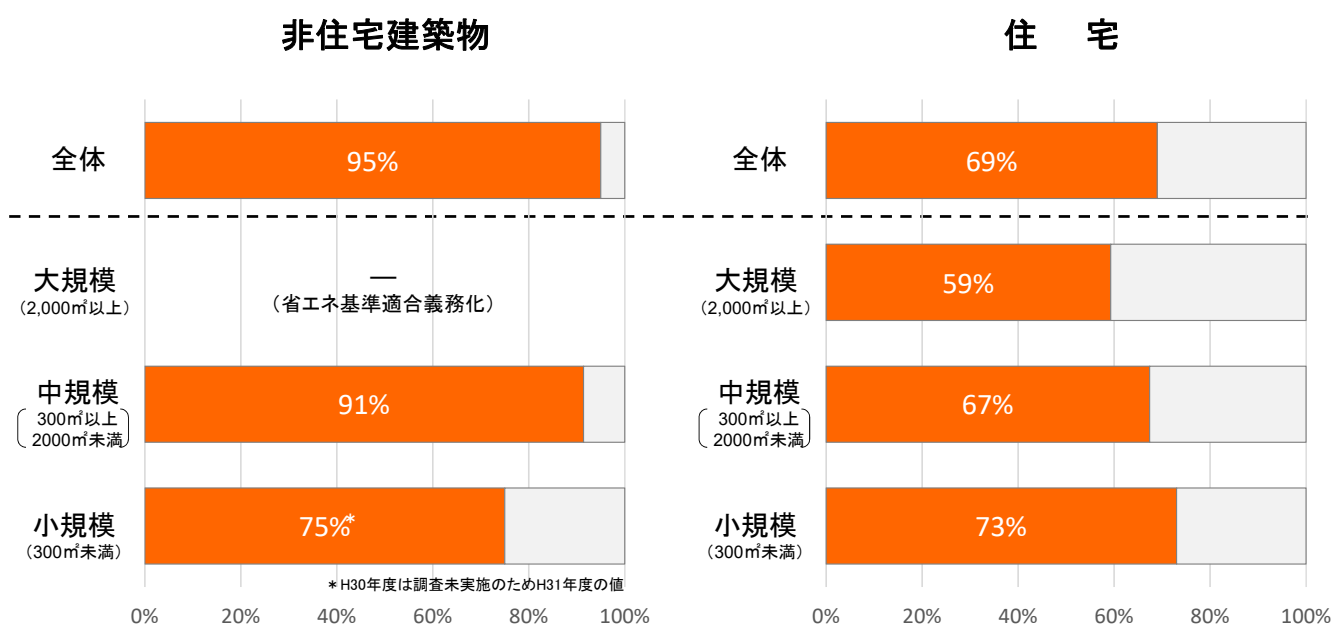
### エネルギー起源CO<sub>2</sub>の各部門の排出量の目安

	CO <sub>2</sub> 排出量(百万t-CO <sub>2</sub> )		
	2013年度実績	2030年度の目安	削減率
全体	1,235	927	(※) ▲25%
産業部門	429	401	▲7%
<b>住宅・建築物分野</b>	<b>480</b>	<b>290</b>	<b>▲40%</b>
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO<sub>2</sub>のほか、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

## 用途・規模別の省エネ基準適合率（平成30年度）



※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

# 改正建築物省エネ法の概要

橙色は改正建築物省エネ法（令和元年5月17日公布）の改正内容

■ 法律の目的

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務制度、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の措置を講ずる。

■ 法律の概要

規制措置	<p><b>● 適合義務制度</b> <span style="float: right;">令和3年 4月1日施行</span></p> <p>対象 特定建築物・2,000㎡以上の建築物（住宅を除く） ⇒ <b>対象を300㎡以上の建築物（住宅を除く）に拡大</b></p> <p>内容 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への<b>適合義務</b> 基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関の判定を受ける義務</p> <p style="background-color: yellow; border: 1px solid red; padding: 2px;">省エネ基準への適合が確認できない場合、着工・開業ができない</p>	<p><b>● 届出義務制度</b> <span style="float: right;">令和元年 11月16日施行</span></p> <p>対象 300㎡以上の住宅・建築物（特定建築物を除く）</p> <p>内容 新築時等に、所管行政庁へ省エネ計画の<b>届出義務</b>（不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令） ⇒ <b>民間審査機関の活用により所管行政庁の審査（省エネ基準への適合確認）を合理化し、指示・命令等の監督体制を強化</b></p>
	<p><b>● 説明義務制度</b> <span style="float: right;">令和3年 4月1日施行</span> <span style="background-color: yellow; border: 1px solid red; padding: 2px; margin-left: 10px;">新規創設</span></p> <p>対象 300㎡未満の住宅・建築物</p> <p>内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、<b>省エネ基準への適否等の説明を行う義務</b></p>	<p><b>● 住宅トップランナー制度</b> <span style="float: right;">令和元年 11月16日施行</span></p> <p>対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者 <b>注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者（追加）</b> <b>賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者（追加）</b></p> <p>内容 供給する住宅に関する省エネ性能の基準（住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導（必要に応じ、大臣が<b>勧告・命令・公表</b>）</p>
	<p><b>● 容積率特例に係る認定制度</b></p> <p>新築又は改修等の計画が<b>誘導基準に適合</b>すること等について所管行政庁の認定を受けると、<b>容積率の特例</b>※を受けることが可能 ⇒ <b>対象に複数の建築物の連携による取組を追加</b> <span style="float: right;">令和元年 11月16日施行</span></p> <p>※ 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（10%を上限）</p>	<p><b>● 省エネ性能に係る表示制度</b></p> <p><b>基準適合認定制度</b>（省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能）</p> <p><b>BELS</b>（建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受けると、省エネ性能に応じて5段階の★で表示することが可能） <span style="float: right;">令和3年 4月1日施行</span></p>
	<p>● その他（基本方針の策定、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言、新技術の評価のための大臣認定制度、<b>条例による基準強化</b> 等）</p>	

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

# 建築物省エネ法における改正前後の比較

	改正前		改正後	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	特定建築物 <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300㎡以上、2,000㎡未満)	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>所管行政庁の審査手続を合理化</b> ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
小規模 (300㎡未満)	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】 + <b>建築士から建築主への説明義務</b>	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】 + <b>建築士から建築主への説明義務</b>
		<b>トップランナー制度</b> ※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建		<b>トップランナー制度</b> ※ 【トップランナー基準適合】 <b>対象の拡大</b> 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

## 改正法の周知：改正建築物省エネ法オンライン講座のご案内

**国土交通省からの重要なお知らせ**  
改正法の特設ホームページを開設しています。  
必ずご確認ください！

**改正建築物省エネ法が  
令和3年4月に全面施行となります**

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会の開催に代わり、改正法の内容を動画にて説明するwebサイトを開設しました。  
本サイトが最新の資料を掲載しますので関係者の方は必ずご確認ください。

改正法について学べる  
オンライン講座はじめました

改正建築物省エネ法 オンライン講座  
<https://shoenehou-online.jp>

PC、スマホ、タブレット  
から受講できます。

国土交通省

- ・説明会の開催に代えて改正法の内容を動画にて説明するWEBサイトを開設しています。
- ・改正法の内容や解説について、動画閲覧が可能。使用する資料は全てサイト内で閲覧・ダウンロードが可能です。
- ・使用するテキストの他、詳細な解説図書や説明義務で使用可能な資料や様式、よくあるQ&Aなども掲載しています。

### 『説明義務制度<実演ドラマ>』【令和2年12月更新】

- ・法改正で創設された説明義務に関し、説明義務制度で想定される一連の説明モデルをドラマ仕立てで解説しています。
- ・省エネ性能の評価・説明が不要、省エネ基準に不適合であったケースについても解説しています。
- ・説明時に使える資料や様式も掲載しています。

**建築士の方は、必ずご視聴いただき、  
2021年4月の改正法の施行に向けて  
準備を確実にお願いします。**

## 改正法の周知：国交省ランディングページのご案内

国土交通省

**建築物省エネ法が  
改正されました**

国土交通省が、建築物省エネ法を改正し、令和3年4月1日から全面施行します。

改正建築物省エネ法に関する資料や、省エネ性能の計算方法や、計算ツールについての解説、省エネ性能の評価・審査に関する資料などを掲載しています。

建築物省エネ法に関する手続きで使用する様式や、広報用のマンガ・リーフレット類についても掲載しています。

建築物省エネ法オンライン講座と併せて、改正建築物省エネ法の施行に向けた準備にご活用下さい。

オンライン講座はこちら

- ・改正建築物省エネ法に関する資料について、網羅的に掲載している国交省ランディングページを公開しています。
- ・建物の用途や規模に応じた省エネ性能の計算方法や、計算ツールについての解説、省エネ性能の評価・審査に関する資料などを掲載しています。
- ・建築物省エネ法に関する手続きで使用する様式や、広報用のマンガ・リーフレット類についても掲載しています。
- ・建築物省エネ法オンライン講座と併せて、改正建築物省エネ法の施行に向けた準備にご活用下さい。

省エネ計算の解説や消費者向けの広報ツールなど掲載



検索 改正建築物省エネ法

→「改正建築物省エネ法 - 国土交通省」

<http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/shoenehou.html>

省エネ住宅のスズメ



# 3. 住宅・建築物の省エネ化の推進

## (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

## (2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

- ・サステナブル建築物等先導事業(省CO<sub>2</sub>先導型)
- ・3省連携によるZEH(ゼロエネルギー住宅)等の推進
- ・省エネ街区形成事業
- ・既存建築物省エネ化推進事業

## (2) 住宅・建築物の省エネ化に向けた取組み

### 省エネ住宅・建築物の新築に対する主な支援措置 (令和3年度予算案等)

#### <新築住宅を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (ゼロエネ住宅型、高度省エネ型) <b>補助</b>	140億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われ る省エネ性能に優れた木造住宅の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 限度額:ZEH 140万円/戸 認定低炭素住宅 110万円/戸 ほか
サステナブル建築物等 先導事業(省CO <sub>2</sub> 先導型) <b>補助</b>	74.9億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む 住宅(LCCM住宅・TR事業者部門)の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 限度額:LCCM住宅部門125万円/戸(※) TR事業者部門20万円/戸(※) ※LCCM住宅・TR事業者以外の場合は建築物に準じる
フラット35S <b>融資</b>		省エネ性能に優れた住宅の新築	適用金利▲0.25%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
住宅ローン減税(所得税) <b>税</b>		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	一般住宅に比べ、 最大控除額を100万円加算【税額控除】 (消費税率10%が適用される住宅の新築をした場合、最 大控除額を120万円加算【税額控除】)
投資型減税(所得税) <b>税</b>		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	控除率:標準的な性能強化費用相当額の10% 最大控除額:65万円【税額控除】
固定資産税、登録免許税、 不動産取得税の優遇措置 <b>税</b>		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	固定資産税:一般住宅に比べ、軽減期間を2年延長(※) 登録免許税:一般住宅に比べ、税率を0.05%-0.2%減免 不動産取得税:一般住宅に比べ、課税標準からの控除額を100 万円増額(※) (※)の特例については認定長期優良住宅のみ
贈与税非課税措置 <b>税</b>		住宅取得費用の贈与を受けて行う省エネ性 能(省エネ基準相当)に優れた住宅の新築	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

#### <新築建築物(非住宅)を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
サステナブル建築物等 先導事業(省CO <sub>2</sub> 先導型) <b>補助</b>	74.9億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む 建築物の新築	補助率:1/2 ※住宅事業や 限度額:5億円/プロジェクト 改修事業も対象
省エネ街区形成事業 <b>補助</b>	74.9億円 の内数	複数建物の連携により街区全体として 高い省エネ性能を実現するプロジェクト	補助率:1/2 ※住宅事業や 限度額:5億円/プロジェクト 改修事業も対象

# サステナブル建築物等先導事業（省CO<sub>2</sub>先導型）

## 【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO<sub>2</sub>プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

## 【省エネ・省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】

**先導技術の一例**

建築物	住宅
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ パーソナル空調、照明の可変・ゾーニング制御等のウェルネス空間の創出</li> <li>■ 熱・電力融通、エリア熱回収等の広域でのエネルギーマネジメント</li> <li>■ 避難者受け入れ等のBCP・LCPの拠点の整備</li> <li>■ 生ゴミ発電、井水HP等の未利用エネルギーの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の卓越風の最適利用による省エネ化</li> <li>■ 高い断熱性能による省エネ化</li> <li>■ 太陽光発電と蓄電池の併用によるレジリエンス性の向上</li> <li>■ HEMSによるエネルギー消費の最適制御</li> </ul>

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価



「まちづくり等への面的な広がり」「健康性・快適性等の向上」「非常時のエネルギー自立」「被災地における復興」「地方都市での技術の普及」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

※過去の募集要領や採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。

## 【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅		
	一般	中小規模建築物	一般(共同、戸建)	LCCM住宅(戸建)	賃貸住宅TR事業者
新築	○	○	○	○	○
改修	○	-	○	-	-

省CO<sub>2</sub>に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

## 【補助額・スケジュール等】

- <補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
- <補助率> 補助対象工事の1/2 等
- <限度額> 原則5億円/プロジェクト 等
- <事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了等

検索 サステナブル建築物等先導事業

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/> 70

# サステナブル建築物等先導事業（省CO<sub>2</sub>先導型）のうち、LCCM住宅部門

## 【対象となる事業】

戸建住宅を新築する事業で、省CO<sub>2</sub>技術の波及・普及に資するプロジェクト

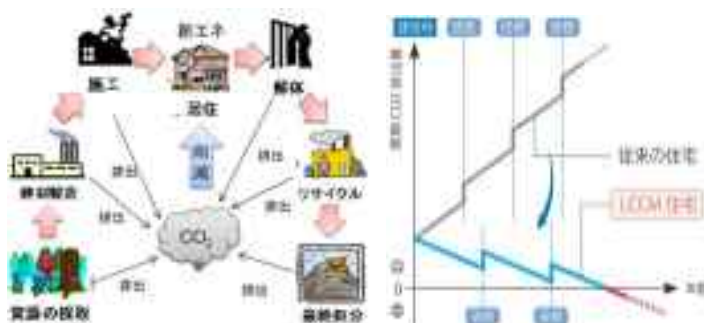
## 【基本要件】

- ・建設～運用～廃棄も含めたLCCO<sub>2</sub>(ライフサイクルCO<sub>2</sub>)を算定し、その結果が0以下となるもの
- ・ZEHの要件をすべて満たすもの(Nearly ZEH、ZEH Orientedは含まない)
- ・CASBEEのB+ランク又は同等以上の性能を有するもの(ただし、長期優良住宅認定を受けるものはこの限りでない)

等

## 【LCCM住宅とは】

使用段階のCO<sub>2</sub>排出量に加え、資材製造や建設段階のCO<sub>2</sub>排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO<sub>2</sub>収支をマイナスにする住宅



LCCM住宅のライフサイクルとCO<sub>2</sub>排出のイメージ

ライフサイクル全体を通じたCO<sub>2</sub>排出量推移のイメージ

## 【LCCM住宅部門の概要】

一定の要件に該当するLCCM住宅を新築する事業を先導性の高いプロジェクトとして支援

OLCCM住宅の例  
LCCM住宅デモンストレーション棟(建築研究所内)



- 【補助対象工事】 高断熱化・高効率設備に係る工事等
- 【補助率】 補助対象工事の掛かり増し費用の1/2
- 【補助限度額】 125万円/戸かつ5億円/プロジェクト

## サステナブル建築物等先導事業（省CO<sub>2</sub>先導型）のうち、 賃貸住宅トッパー事業者部門

【対象となる事業】

賃貸住宅供給事業者で、賃貸住宅を新築し、賃貸住宅供給事業者としての先導的な取組みを行う事業

【基本要件】

- ・建築物省エネ法第28条の2において定める請負型規格住宅（長屋又は共同住宅）であること
- ・以下の「住宅トッパー基準（賃貸住宅）を上回る省エネルギー性能」を有する賃貸住宅であること
  - 1) 外皮性能が住棟全体で省エネルギー基準に適合
  - 2) 一次エネルギー消費性能（BEI）が住棟全体で0.85以下
- ・賃貸住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>の促進に向けた以下の先導的な取組みを提案し、実施状況を報告するものであること
  - 1) 住宅トッパー基準（賃貸住宅）達成の為の技術開発・仕様の改善等の取組み
  - 2) 流通段階（物件掲載サイト・広告等）における省エネ性能の表示を促進する取組み
  - 3) 持続可能な社会の構築に向けた賃貸住宅供給事業者としての取組み（SDGs等）
  - 4) 住宅トッパー基準（賃貸住宅）達成計画書の提出及び報告

等

【補助対象範囲】 ・設計費（省エネルギー性能の第三者評価の取得に関する費用）

・建設工事費（補助対象工事の掛かり増し費用）

【補助率】 補助対象範囲の1/2

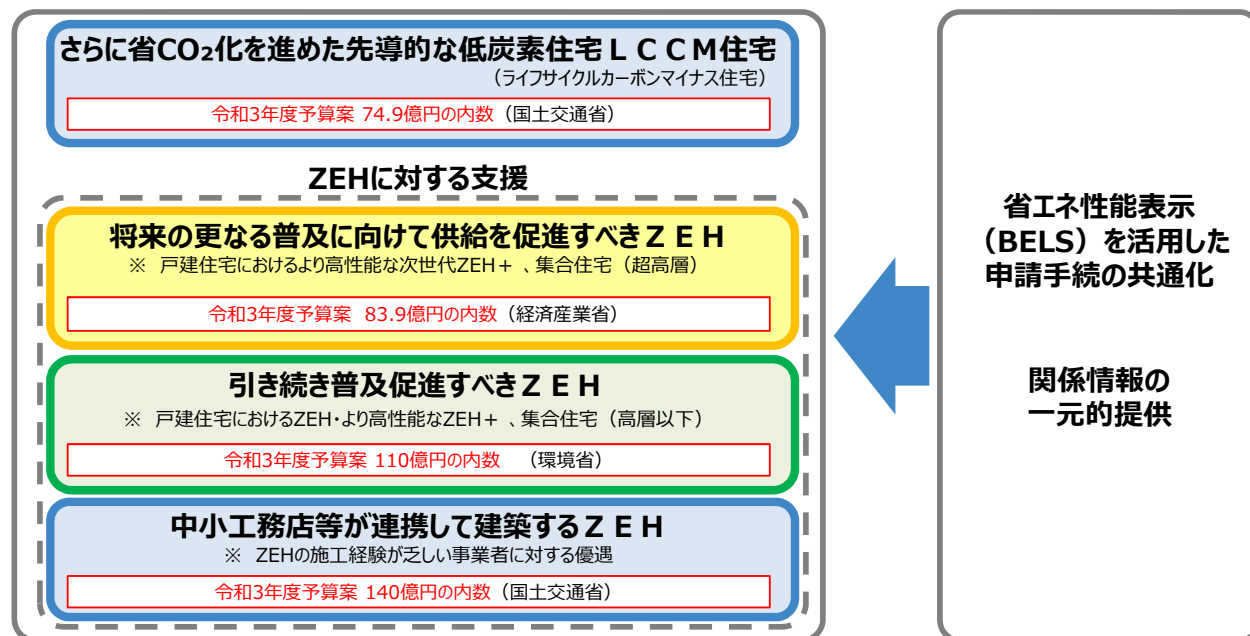
【補助限度額】 20万円/戸かつ2億円/プロジェクト

【R2年度からの変更点】

- ・年間供給戸数が1,000戸未満の事業者の提案も可能とする変更
- ・補助限度額について、1プロジェクトあたり2億円へ変更

## ZEH等の推進に向けた取組（令和3年度予算案）

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、関係省庁（経済産業省・国土交通省・環境省）が連携して、住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>化に取り組み、2030年までに建売戸建や集合住宅を含む新築住宅の平均でZEHを実現することを目指す。



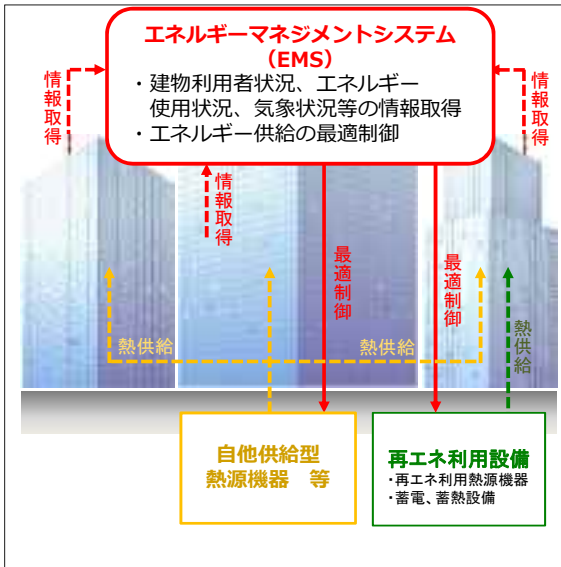
## 省エネ街区形成事業

## 【概要と目的】

エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムを導入し、複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用をおこなうプロジェクトの支援を行う。

街区全体として高い省エネ性能を実現し、当該技術の波及・普及を期待

## 【街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトのイメージ】



## &lt;対象となる事業&gt;

- EMS(※)を導入し、建築物省エネ法に基づく複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定を受けていること
- 当該事業に係る複数の住宅・建築物全体でのBEI(設計一次エネルギー消費量/基準一次エネルギー消費量)が0.7を超えないこと等 ※EMS:エネルギーマネジメントシステム

## &lt;補助対象&gt;

- EMSの導入に係る調査設計費
- EMSの整備費
- エネルギー消費性能向上計画に位置づけられ、EMSにより高い省エネ効果を発現するために設けられた設備等(自他供給型熱源機器、再エネ利用設備、自他供給型熱源機器に必要な配管・電気配線、補機等)

<補助率> 補助対象工事等の1/2

<限度額> 1プロジェクトあたり5億円

74

## 省エネ住宅・建築物の改修に対する主な支援措置 (令和3年度予算案等)

## &lt;住宅の改修を対象とする支援事業&gt;

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (省エネ改修型) <b>補助</b>	140億円の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる木造住宅の省エネ改修工事(省エネ基準相当)	50万円/戸(定額)
長期優良住宅化リフォーム推進事業 <b>補助</b>	45億円	省エネ性能等を有する住宅(省エネ基準相当)への改修工事	補助率:1/3 限度額:200万円/戸(※) ※省エネ基準▲20%相当の場合は250万円/戸
サステナブル建築物等先導事業(省CO <sub>2</sub> 先導型) <b>補助</b>	74.9億円の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む住宅の改修工事	補助率:1/2 限度額:5億円
フラット35リノベ <b>融資</b>		中古住宅購入とあわせて実施する省エネ改修工事	適用金利▲0.5%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
省エネルギーフォーム税制(所得税/投資型) <b>税</b> ※別途、ローン型もあり		省エネ性能を有する住宅への改修工事	控除率:標準的な工事費用相当額の10% 最大控除額:25万円/戸(※)【税額控除】 ※太陽光発電を設置する場合は35万円/戸
贈与税非課税措置 <b>税</b>		住宅取得等費用の贈与を受けて行う省エネ性能を有する住宅(省エネ基準相当等)への改修工事	一般住宅に比べ、非課税限度額を500万円加算

## &lt;建築物の改修を対象とする支援事業&gt;

支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
既存建築物省エネ化推進事業 <b>補助</b>	74.9億円の内数	20%以上の省エネ効果が見込まれる既存建築物の省エネ改修工事等	補助率:1/3 限度額:5,000万円/プロジェクト
サステナブル建築物等先導事業(省CO <sub>2</sub> 先導型) <b>補助</b>	74.9億円の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む建築物の改修工事	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト

75



# 既存建築物省エネ化推進事業のうち、改修工事に関する支援

## 【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

## 【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】

**躯体の省エネ改修**  
天井、外壁等(断熱)  
開口部(複層ガラス、二重サッシ等)等

**高効率設備への改修**  
空調、換気、給湯、照明等

断熱材 (例:グラスウール)  
窓サッシ・窓ガラス (例:複層ガラス)

高効率空調設備  
LED照明

バリアフリー改修※  
廊下等の拡幅  
手すりの設置  
段差の解消等

省エネ性能の表示

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

## 【事業の要件】

- 以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事
- ①躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
  - ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
  - ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
  - ④改修後に耐震性を有すること
  - ⑤省エネ性能を表示すること
  - ⑥事例集への情報提供に協力すること 等

## 【補助額・スケジュール等】

- <補助対象> (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)  
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
- <事業期間> 原則として当該年度に事業が完了
- <募集予定> 第1回目:4月上旬～

# 既存建築物省エネ化推進事業のうち、省エネ性能の診断・表示に対する支援

改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

## 【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

- ※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。
- ※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

【募集予定】 4月上旬～

## ■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

## <波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用(エコスタアガイドマップの作成と表示、エコスタア探検ツアー等)等

★事例の詳細は下記HPIに記載

[https://www.kkj.or.jp/kizon\\_se/kizonh30-seinoshindan\\_dl.html](https://www.kkj.or.jp/kizon_se/kizonh30-seinoshindan_dl.html)

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)



